

審 議 経 過

開 会	(第111回 建築審査会の開催を宣言)
事 務 局	(まちづくり指導室長あいさつ) (本日の審査会は4名の委員の出席があり、会議は成立することを報告) 本日は、議案といたしまして、「敷地等と道路との関係に係る許可について」が1件、報告としまして、「敷地等と道路との関係に係る許可における包括同意について」が2件を予定しております。 また、本日は池田会長がご欠席されておりますので、議長については、木多会長代理に、つとめて頂きたいと思っております。 最後まで、よろしくお願い申し上げます。
議 長	それでは、議案第1号について、事務局より説明をお願いします。
事 務 局	(議案第1号について説明)
議 長	説明は終わりましたが、何かご質問はございませんか。
委 員	許可条件にある準防火仕様とはどのような制限が加えられるのですか。
事 務 局	準防火仕様とは、準防火地域内にあるものとして計画してもらいます。具体的な制限としては、「屋根を不燃材で造ること」、「外壁・軒裏の延焼の恐れのある部分を防火構造とすること」、「外壁の開口部は防火設備とすること」などの制限が加わります。
委 員	道・空地の中心線はあらかじめ決めてありますか。個々の申請ごとに決めると中心線が通らないことが問題になりやすいと思いますが。
事 務 局	決めてはいません。建築計画概要書などを参考にし、元の幅員から中心線が通るように指導しており、問題は生じておりません。
委 員	申請地前面の道は幅員が広いですが、なぜ建築基準法上の道路ではないのですか。
事 務 局	申請地から道路に至るまでの部分の幅員は、3.09m～3.54mしかなく、法以前に建築物の立ち並びが無いいため、建築基準法上の道路になりません。

議	長	他に質問はありませんか。無いようでしたら、議案第1号について同意してよろしいですか。	
委	員	「同意します」	
議	長	続いて、報告第7号、第8号について、事務局より説明をお願いします。	
事	務	局	(報告第7号、第8号について説明)
議	長	説明は終わりましたが、何かご質問はございませんか。	
委	員	報告第8号は道路から見て、敷地の奥から先に建築しているようですが敷地の手前にも今後、建築する計画はあるのですか。	
事	務	局	敷地の手前にはグランド等がありますが、今後、建築する計画があるとは聞いていません。
委	員	敷地の中にある道は、どのような扱いになりますか。	
事	務	局	敷地内通路として扱います。
委	員	敷地内通路に沿って、建物が今後建築された場合は、現状の敷地内通路の幅員で安全ですか。	
事	務	局	まず、建築することに関しては、用途上不可分の建築物であれば、同じ敷地内に建築できます。道の幅に関しても、建築基準法の敷地内通路幅等の規定があるため、適法な幅員が確保できれば安全と考えます。
議	長	他に質問はありませんか。無いようでしたら、報告第7号、第8号について、了承してよろしいか。	
委	員	「了承」	
議	長	本日の報告について全て終了しましたが、その他として何か、事務局から連絡はありますか。	
委	員	(事務連絡)	

議

長

本日の議事録署名委員は、私と久末委員といたします。よろしくお願いたします。それでは、本日の審査会をこれで終了いたします。

(閉会 午後 2時40分)